

令和5年12月12日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年12月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社松尾タクシー（法人番号：4040002079868） 代表者 石田 浩造
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県山武市松尾町本柏2793-6 (本社営業所) 千葉県山武市松尾町本柏2793-6
(4) 行政処分等の内容	事業の停止 30日間 (事業停止期間:令和5年12月27日～令和6年1月25日) 輸送施設の使用停止 70日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第4条第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年9月26日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)無許可経営(道路運送法第4条)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(5)乗務等の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第1項)、(6)運転基準図の作成義務等違反(運輸規則第27条第1項)、(7)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8)初任・高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 37点 当該事業者の累積点数 37点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)